

佐賀藩

褒賞録

第一集

公益財団法人 鍋島報效会

はじめに

平成二十一年度に新設されました文化庁美術館・博物館活動基盤整備事業に採択されて以来、「佐賀城下絵図を読み解き、まちづくりに活かそう！」のテーマで、徴古館を中心とした「さが城下まちづくり実行委員会」を組織し活動してまいりました。その間、テーマに沿った史料の翻刻・解読、刊行事業も実施し、『佐賀城下大曲輪内屋敷帳』（平成二十二年度）、『明和八年 屋敷御帳扣』（平成二十三年度）、『佐賀城下法令史料集』（平成二十五年度）を、また「元文五年佐賀城廻之絵図」「文化五年佐賀城下絵図」の複製も出版いたしました。

その後、平成三十年には佐賀県を中心とした「肥前さが幕末維新博覧会（会期：平成三十年三月十七日～三十一年一月十四日）」が開催され、支援事業への応募は叶いませんでしたが、実行委員会は緩やかな連携を行いながら、引き続き「佐賀城下探訪会」などの活動を行っています。また、佐賀の歴史を解明する基本的な史料の翻刻作業は継続して行っておりましたが、この度『佐賀藩 褒賞録 第一集』として刊行の運びとなりました。

この「褒賞録」とは、佐賀藩士や藩民を褒賞した記録で、第六代鍋島宗教公の時代から存在しますが、今回は第一集として第十代直正公の時代を中心に明治初めまでを掲載しております。特に、ご先祖の功績を知るには何よりの資料かと思われまます。本書が広く活用され、佐賀藩の歴史・文化の解明の一助となれば幸いです。

最後に刊行に関わられた関係各位に感謝の意を表します。

令和二年十二月

公益財団法人 鍋島報効会

目次

口絵

はじめに

凡例

目次

解題

別表一 鍋島家文庫褒賞録一覧表

別表二 明細録抜萃

別表三 外様諸役系図

一 褒賞録書抜 (鍋255118) 1

文政三年(1820)五月から 天保四年(1833)二月まで

二 褒賞録 大殿様御在府 (鍋255117) 69

文政十三年(1830)二月から 同年三月まで

三 褒賞録 齊正公御代始 (鍋255117) 79

文政十三年(1830)二月から 同年三月まで

四	褒賞録 上 (鍋255119)	91
	天保十一年(1840)五月から 弘化二年(1845)十二月まで		
五	褒賞録 弘化三年上 (鍋255120)	159
	弘化三年(1846)一月から 安政三年(1856)十二月まで		
六	褒賞録 上 (鍋255127)	255
	安政四年(1857)一月から 明治二年(1869)十二月まで		
七	褒賞録 (鍋255124)	361
	安政六年(1859)一月から 慶応三年(1867)六月まで		
八	褒賞録 下 (鍋255128)	339
	明治二年(1869)二月から 明治四年(1870)八月まで		
九	褒美役米帳 (鍋255123)	375
	慶応二年(1866)八月		
十	賞典御書附 (鍋255129)	379
	明治二年(1869)三月		

人名索引

解題

永松 亨

褒賞録は鍋島報效会所蔵(佐賀県立図書館寄託)鍋島家文庫の中の史料群で、藩政時代を通じて褒賞された人及びその理由等を記録したものである。

古くは宝暦(一七五五)一七六三)年代(第六代宗代後期)から、最も近いもので明治三年(一八七〇)までの記録が残されている。

「褒賞録」と名書きのある文書綴は19点を数え、その外、孟蘭盆・歳暮における拝領・御合力の書出が8点、その他3点、合計30点の史料群である。(別表一参照・解題末尾掲載)

本書は、その中から最も関心が高いと思われる幕末期に絞りを、主に第十代鍋島直正公および第十一代鍋島直大公時代を採り上げまとめた。なお、原本の編纂時期が九代齊直公時代の途中文政三年から始まっているため、一部齊直公時代が含まれている。

褒賞録は、受賞者・褒賞事由・褒賞内容といった事項を主とする構成となっている。それらは多岐に亘り、主なもの列挙すると以下のようなものである。

褒賞事由

- 1、多年在勤、老齢・病気により致仕・死去 ↓ 多年の勤功に対し褒賞
- 2、在勤中の優秀な職務遂行
- 3、長崎警備中への激励
- 4、江戸参府・滞在費用不足、藩船建造・修理に対する献金
- 5、藩庁・御内への出入商人への褒美
- 6、公儀・他藩との対応・交渉等の成果に対する褒美
- 7、長寿者へのお祝い

- 8、道場主など武術指導の成果に対する褒美
- 9、武術・学問など優秀な家臣・家臣の子弟への褒美
- 10、貧困者救済・災害救援など善行に対する褒美

一方、褒賞の中身はどうであったか。大きく分けて、役職昇進、身分の格上げ・禄高の増加・名跡復活・金穀拝領などがある。これらを少し詳しく見ていく。

褒賞内容

- 1、役職・身分昇格
- ア、着座仰付により石高が250石に増加
- イ、手明鎧から一代侍へ
- ウ、足軽から御歩行・手明鎧へ
- エ、手男から足軽へ取立
- 2、切米・扶持新規拝領・加増
- 3、金穀拝領 銀子・青銅・米 毎歳・その時のみなど段階あり
- 4、御目見・名披露
- 5、家督相続
- 6、断絶した家名の復活

以上、褒賞の基本的事項について述べたが、次に本書収録時期中の大きな出来事に関わり、同時に多数の人達への褒賞の事例を拾ってみたい。

第十代直正公の時代は、正に幕末動乱の時期であり、劇的な事象が多く発生しており、多難な時期であったことにご存じのとおりである。直正公が第十代藩主として家督相続・初入部に際し、種々の手数・心遣など藩士の苦勞に対する褒賞は、約240名に達している。(P71～P89)

また、幕末における外圧への防備の近代化、就中佐賀藩では長崎の防備に万全を期すため、神嶋・四郎島の防塞化

工事など、これまでにはなかった事柄であり、その対策など多くの施策が実施された。これらに対する褒賞の回数・人員数も多くなり、鍋島安房(須古・茂真)など親類同格・家老・着座あわせて40余名に対して褒賞している。

弘化二年(一八四五)には、オランダ使節船(別称・紅毛船)渡来への対応に関して、鍋島山城(白石・直章)など重役6名の外、中堅家臣は勿論、240名余へその働きに応じて褒賞を行っている。(P144～151)

弘化三年(一八四六)フランス・イギリス船渡来への早速立などに対する褒賞は鍋島山城など重役6名のほか藩士約550名に御酒を振舞っている。(P166～171)

なお本件に関しては、鍋島孫六郎(深堀・茂辰)が幕府から銀20枚の褒美を頂戴しており、幕府からもその功績を讃えられている。(P166)

嘉永六年(一八五三)ロシア船渡来などの事象への対応などは、幕末における我が国の置かれた立場の一端が垣間見える。このロシア船渡来の際には、鍋島上総(武雄・茂昌)等重役4名には上^(かみしも)下等、着座クラスの家臣にもその働きに応じて麻上下または御酒頂戴、一般藩士に対してもその任務・働きの度合に応じて銀子または御酒、その人数は320名に上る。(P215)

またこの時、同じく鍋島安房・鍋島上総・多久長門(多久・茂族)・鍋島左馬助(深堀・茂精)4名が幕府から銀子・時服を拝領した。(P231)

これらの外、多人数に褒賞を行った主な事例を挙げておく。

- 1、嘉永六年伊王嶋・神嶋増築に対しては重役5名のほか、重立つ藩士約40名(P222～P226)
- 2、嘉永七年筒井肥前守神嶋巡見時の対応にあたっては、32名(P221)
- 3、同年イギリス船渡来の際重役3名のほか、約250名(P231～P234)
- 4、安政二年(一八五五)、長崎ほか開港後には多くの外国船が来港しており、その応接に対して約200名(P243～246)
- 5、万延元年(一八六〇)筑後川未曾有の洪水に立ち働いた藩士等35名(P276・289)
- 6、明治二年(一八六九)末から三年初にかけ、元藩人改役・庄屋等役100名に「今般御変革に廃され、兼而の職業もなく、渡世の目的も付きかね、難洪の次第、御合力として一生米三俵つつ」与えられている。(P3)

直正公は、藩祖直茂公の御壁書にもある「人間は下程骨折り候事、能く知るべし」との教訓を念頭においていたようであり、公儀など外からの高い評価については、現場に居る藩士など作業従事者に速やかに伝え、従事者一同は勿論、責任者は特に褒賞した。このことは、直正公が家臣・領民に対してのやさしさ・心配りの一端が窺えることでもある。以上は、一事象に対して多人数の褒賞の例である。

次に個人として褒賞された数例を紹介する。

1、鍋島安房 花杏葉紋代々拝領

嘉永二年(一八四九)西九月廿一日 安房

多年当役仰せ付けられ、御国家御興隆御仕組仰出の趣、精慮を尽し讃談をし、諸般共御主意行届候通、抜群の勤労は格別のものであり、厚き思召をもって、(これまで一代とされていたが)代々続いて花杏葉御紋を拝領するよう仰出され候 (P187)

安房は、藩主直正公の異母兄で、親類同格の須古鍋島家の養子となっており、直正公の最重要のブレーンで、すべての政策に関して最良の相談相手でもあった。ために、大きな成果を挙げることができたと言われている。

2、田代孫三郎 神嶋・四郎嶋海中御築留

嘉永七年(一八五四)寅七月十三日 田代孫三郎

其方御増築方を仰せ付けられ、海中御築留および四郎嶋崎雲山上巖石の切下げ、両島共陣屋より御台場への通路を切り開き、又は山中の切り通し其外至って難工事であり、その中でも海中御築留(四郎嶋・神嶋間の埋立工事)は荒波の場所柄であり、更には見通しも不可能な場所にも拘わらず、(中略)計画どおり成功した。これは他には例のない抜群の功績であり、役米拾石を拝領させられた (P224)

孫三郎は、当時十一人扶持米十九石八斗(安政三〜五年早引)の身分であるが、この時拝領した役米十石は、およそ五割増の収入である。さらに、孫三郎の功績に対してその死後にも嫡子兵助へ跡目相続と銀十枚を贈って

3、杉谷雍助 反射爐・錐台および御備筒等製作

文久三年(一八六三)亥四月八日 杉谷雍助

其方儀、大銃製造方手伝役仰せ付け置かれ、一体鉄銃御鑄造二つについて反射爐・錐台等御取立と相成候義は、是迄本邦では相触られず、全く新規之事ニ付、御創業之砌より日夜工夫を凝し、両嶋御備筒を始、公儀御頼御筒をも速やかに二御成就、公納も相済され、抜群勤勞、格別御用に相立ち候付、居肩(身分)召替えられ、一代侍に召成され、五人御扶持を拝領させられ、大銃製造方附役に仰せつけられ候 (P296)

この時期は雍助・中村奇輔(後出)等の技術者が重用され活躍した時期である。この時雍助は手明鎧の身分であつたが、侍の身分へ昇格した。

4、齋藤文藏 連発砲・線銃・大砲条立器製作

明治二年(一八六九)九月十九日 齋藤文藏

新發明三十二連発砲製作、御買揚之義願出、其通被 御聞届候、右は必用之軍器、西洋においても未発之事候処、入費等之筋相厭わず、年来日夜心魂を碎、形の如く其製作を完了、御軍用として備え候義は勿論、前断時勢柄を存、職業之筋一図勉勵、以後尚又御用相立つべく、大変殊勝の至りに思召され候、これにより金五両拝領させられ、将又右銃器、一代専売被免候事 (P358)

明治三年(一八七〇)午三月廿日 齋藤文藏

元諸職人の頃、大銃製造方勤務中、兼てから職業については練熟しており、西洋で發明された器械なども速かに会得し、その中でも線銃・大砲条立器等は全く自分の工夫で拵え立、一際抜きん出て御用にたつていた処、その役局が先般武庫所へ統合廃止され、勤務がとり揚られ候、勤め初めて十二ヶ年の勤務に対し、一生米五俵つつ拝領させられ候(P364)

これまでアームストロング砲の佐賀での製作成功については否定的意見が多くあるやに聞いているが、線銃・大砲条立器製作に対して褒賞していることは、その存在が明らかであった証左でもあると愚考する。この一条が今後の検討に価いすることを願う。

このほか、同じように大銃製造等に拘わった旧藩士・職人の内、技術面において功績のあった人へ同日付で褒賞が行われているので略記する。

5、石丸儀七 攻城台製造

元大銃製造方大工小頭、諸組渡大砲を始、二十四封度攻城台其外数百挺を製造、一生米五俵拝領させられ候事 (P3365)

6、簗崎文八 石火矢錐鑽所錐台蒸気仕懸

元大銃製造方勤務、石火矢錐鑽所錐台蒸気仕懸等、工合が悪いケ所など夫々修理、一生米三俵つつ拝領させられ候事 (P3365)

江戸時代、佐賀藩に限らずほとんどの藩は、家臣の新規召抱はほぼ皆無であったとされているが、幕末のこの時期佐賀藩においては、長崎防備の強化充実を図るため、大砲製作のための反射爐築造を始め、蒸気船の製造など、他藩に先んじて西欧技術の導入を進めた。そのため、国内でも指折りの優秀な技術者である人材を召し抱え、藩内の技術向上を目指した。

1、中村奇輔

安政三年(一八五六)辰十二月晦日 中村奇輔(京都の人・広瀬元恭門人)
其方儀、召抱られ、侍に召成され、拾五人御扶持拝領させられ候 (P254)

2、石黒貫二

文久元年（一八六一）酉九月二十五日

丹後国辺牧野豊前守殿家来

石黒易兵衛弟 石黒貫二

其方儀、被召抱られ、侍に召成され、拾五人御扶持拝領させられ候

（P285）

このように、色々な角度から読み進めれば、その時代の模様なども一部窺い知ることも出来、興味深い資料と言えるよう。

このほか、永年勤続の後退職・死去した人々については、初勤以来の簡単な経歴が書き添えられているものもあり、いわば一種の経歴書の代わりになっている面もあり、注目されるところでもある。最近、自分の先祖捜しの御方が見受けられるとのことでもあり、その一助にでもなれば幸いである。なお、参考資料として解題末尾に幕末における職制等を取りまとめた史料の中から別表二「明細録拔萃」別表三「外様諸役系図」を掲載しているので参照されたい。

また、鍋島報効会において、現在進められている鍋島家文庫各文書中の人名データベースの内容充実にも役立つことを願っている。

本書の解説にあたり、鍋島報効会諸士のご援助に対し、記して感謝を述べます。

鍋島家文庫		褒賞録		一覽表	
請求番号	題名	編纂元	収録年代	冊数	法量タテcm
鍋255-1	褒賞録	佐賀藩	寛政3～7年	1	27
鍋255-2	褒賞録	佐賀藩	明和5～安永5年	1	27
鍋255-3	褒賞録	佐賀藩	寛政以降	1	27
鍋255-4	褒賞録	佐賀藩	宝暦5～明和5年	1	26
鍋255-5	褒書抜	佐賀藩	寛政元～文化元年	1	26
鍋255-6	褒賞録	佐賀藩	文化6年	1	27
鍋255-7	褒賞録書抜	佐賀藩	文化7年～同11年	1	27
鍋255-8	盆前拝領銀扣	御側頭役所	文政2年	1	26
鍋255-9	褒賞録書抜	佐賀藩	文化12～文政2年	1	27
鍋255-10	歳暮御合力扣	御側頭役所	文政5年12月(在国)	1	27
鍋255-11	歳暮拝領銀扣	御側頭役所	文政6年12月(御留守)	1	27
鍋255-12	盆前歳暮拝領銀扣	御側頭	文政9年	1	26
鍋255-13	盆前歳暮御合力扣	御側頭	文政10年	1	27
鍋255-14	褒賞録書抜	三御丸御年寄手許	文政3～12年 齊直公御代	1	27
鍋255-15	褒賞録書抜	御年寄手許	文政3～12年 齊直公御代	1	27
鍋255-16	盆前歳暮御合力扣	御側頭	文政13年	1	27
鍋255-17	褒賞録	御年寄手許	文政7年12月～13年2月	4	28
鍋255-18	褒賞録書抜	佐賀藩	文政3年～天保4年	1	27
鍋255-19	褒賞録	佐賀藩	天保11～弘化2年	1	26
鍋255-20	褒賞録	佐賀藩	弘化3年～安政3年	1	26
鍋255-21	皿山役々御合力御定	陶器仕組方	嘉永2年12月	1	28
鍋255-22	褒賞段取附録	書上方	文久元年	1	30
鍋255-23	褒美役米帳	佐賀藩	慶応2年	1	27
鍋255-24	褒賞録	御留守方	安政6年～慶応3年	1	28
鍋255-25	魯西亜船渡来・・・	佐賀藩	安政1年公儀拝領有之候	1	26
鍋255-26	御側御裁許録	佐賀藩御年寄役所	文政13年～天保10年	1	26
鍋255-27	褒賞録	佐賀藩	安政4年～明治2年	1	27
鍋255-28	褒賞録	佐賀藩	明治2年～明治4年	1	27
鍋255-29	賞典御書附	佐賀藩賞典方	明治2年	1	27
鍋255-30	御褒賞吟味録	佐賀藩		1	30

表紙

(朱字)

「二十番」

自文政三年

褒賞録書拔

至天保四年

一 文政三年辰五月廿三日、相談人石井左近

一類足輕
牟田伊之助

勤年数三十一ヶ年

其方一類足輕松川作右衛門儀、御懸硯方下役相勤居候処、平日志厚精勤御用相立、当 御参勤ニ付江戸罷越居候処、病氣差出快気不定之体罷成候由、前辺別役彼是多年別而骨折候段達 上聞、毎歳八木五俵悴代迄被為拝領候

一 文政三年辰五月廿四日、石井左近

足輕
大串藤兵衛

廿六年

其方親忠藏儀、長崎御屋敷御門番警固兼相勤居候処、病氣差出勤方不相叶由、前辺白帆方増番彼是、多年別而骨折候段達 上聞、青銅五貫文被為拝領候

一 文政三年辰六月八日、相談人秀嶋兵左衛門

請役所台子

樋口正可
代居友可
中溝元知
野中朝古
石丸松悦
武藤平藏
石井伴藏
古川佐五右衛門

御酒料
壹貫九百文舫

銀三両充

金子百疋

其方共儀、
松原神社御年祭之節懸り合、別而骨折候段達 上聞、書載之通被為拝領候

鶴田理八

副嶋源助

川原喜兵衛

竹下外平

野崎久悦

江口可悦

伊兵衛

甚吾

弥平

嘉平

幸十

田中権内

原孫三

菱岡作助

中嶋三左衛門

諸嶋喜兵衛

味志八郎右衛門

村岡半助

神代半藏

一 同日、内膳殿御藏方・寺社方へ被相渡候書附

足輕

井田作太夫

勝田半七

勝田甚右衛門

東嶋傳平

古川三藏

納富勿助

成富勿平次

江頭伊平次

御藏方部

手男六人

諸整方部

手男六人

大工小頭

幸三郎

左官右同

要助

覺方右同

久兵衛

瓦方右同

卯右衛門

抱職人

新八

抱男

正助

足輕

清吉

德兵衛

大嶋清次郎

八浪清七

石井武右衛門

木下久之允

唐川利助

寺岡久平

御酒料
壹貫文舩

手男
三人
夏秋源助

右之者共

松原神社御年祭ニ付而之、諸使其外別而骨折候段達 上聞、書

載之通被為拝領候

一 文政三辰六月十一日、相談人秀嶋兵左衛門

足輕

内川和右衛門

其方儀、纔之商売相営罷在、此節銀高之致献金、殊前辺不少銀
数致献納、毎々出精神妙之者候段達 上聞、新御步行被 召成
候

年数不知 十五御茶屋部手男
伊右衛門

其方儀、十五御茶屋多年相勤夜白別而出精、前辺御台所其外数
十ヶ年無懈怠相勤、向以御用可相立者候段達 上聞、足輕被
召成候

一 文政三年辰七月十二日、相談人石井左近

定金千兩

西五太夫被官
原 勘右衛門

其方儀、今般御召船春日丸・吉野丸御造替相成候趣承付、銀高
之献金相整、殊前辺も不寡銀米致献納、毎々出精神妙之者候段
達 上聞、新御步行被 召成候

一 同十三日、同人今

定金千両

千葉才吉郎被官

中村与右衛門

其方儀、此節御急銀御入用之趣承付、金高之献納願出、殊前辺も不寡銀数致献納、毎々出精神妙之者候段達 上聞、新御歩行被 召成候

一 文政三年辰七月廿四日、御当役主水殿方江被相渡候書付

妙安寺小路

染屋久右衛門

御用達

池田儀兵衛

材木町

檜物屋藤七

吉岡和平太

柳町

同 源兵衛

西村五平次

材木町

大工半兵衛

嘉村覚右衛門

多布施町

染屋忠兵衛

川原傳右衛門

桶屋

挑灯屋利右衛門

井手新兵衛

毛利左助

深川定左衛門

紙屋覚右衛門

武富順藏

同 長右衛門

横尾雄吉

蠟燭屋清藏

高柳作兵衛

同 市平

芹田源兵衛

染屋長兵衛

小野義左衛門

同 次右衛門

香田三郎右衛門

檜物屋五左衛門

内川和右衛門

仕立屋勝十

副嶋作兵衛

同 利平

皆良田作兵衛

村山長右衛門

同 幸次郎

味噌屋久兵衛

八百屋与右衛門

同 作十

魚屋五郎右衛門

同 安兵衛

鳥屋長兵衛

油屋助右衛門

乗物屋久右衛門

呉服屋平左衛門

菓子屋太兵衛

同 市郎右衛門

唐人町

荒物屋勘四郎

名尾山

仏師屋伊十

紙屋作兵衛

上佐嘉上郷
東尾崎村瓦焼

武平

十藏

久右衛門

彦右衛門

竹右衛門

同郷白石原村
右同

跡右衛門

惣左衛門

伊万里津別当

永野弥三郎

上瀧太兵衛

西 弥左衛門

古川新内

中嶋文右衛門

新々江伊右衛門

野口七兵衛

松永義平次

武富八郎次

江原吉右衛門

町人頭

高柳作兵衛

武富兵次郎

伊東源兵衛

千綿伊七

銀判屋

中元寺新左衛門

中元寺市右衛門

新御歩行

野口源一郎

足輕

牟田佐左衛門

波根五兵衛

深川権兵衛

本庄町

大財三郎兵衛

夕日町

合羽屋喜右衛門

駄賃町

飾屋新 助

金具屋恒次郎

大工平 助

塗師屋平 八

同 利 助

皿山釜焼 平兵衛
同 武右衛門
金山 同
白山町 同
金ヶ江弥平次
麻苧屋忠兵衛

右之者共
松原神社御年祭之節献備物等いたし、神妙之者共候段達 上聞、
御酒被為頂戴候

一 文政三年辰七月廿日、相談石井左近殿

足輕 八木良左衛門

勤年数二十八ヶ年
其方一類足輕古賀卯右衛門義、御留守居与渡御武具藏定番、
御武具方番兼相勤居候処、病氣差出快氣不定之体罷成候由、数
十ヶ年別而骨折候段達 上聞、青銅五貫文被為拝領候

一 文政三年辰八月廿二日、石井左近

一類御步行 塚本喜平太

勤年数二十六ヶ年
其方一類御仲間中嶋清吉儀、御挾箱之者被 仰付、御衣裳番・
御草履取をも兼多年無懈怠相勤、就中 御登 城等之節も分而
骨折罷在候処、病氣差出快氣不定之体罷成候由、数十年格別御
用相立候段達 上聞、足輕被 召成候

一 文政三辰十月廿一日、相談人大塚文七郎

手明鐘平山勘兵衛二男 平山利助

其方義、今般御用達被 仰付、向以御用可相立御勸旁二付、達
元新御步行、切米被為拝領候

御用達 江嶋卯右衛門

其方儀、年来調達方別而出精、其上当御時節柄を相考、銀高之
致献金、殊前辺毎度不寡金高致献納、彼是神妙之者候段達 上
聞、新御步行被 召成候

一類七石坊主格 原口順古

勤年数二十ヶ年
其方一類御馬取原口小石衛門義、実体相勤御用相立候処、病氣
差出快氣不定之体罷成、多年別而骨折候段達 上聞、青銅五貫
文被為拝領候

鍋嶋縫殿助召仕 江崎藤三郎

四十九ヶ年
其方親江崎源兵衛義数十年無懈怠相勤、御境川御取合筋付而
粉骨差部御用相立候処、病氣指出快氣不定之体罷成候由、数十
年別而骨折候段達 上聞、被下置候御扶持方之内、式人御扶持
被為拝領候

学四郎殿家来相良 源左衛門被旨 松尾調兵衛

其方義 御召船御造替相成候趣承付、当節銀高之致献金、殊前
辺数廉之銀高献納調達をもいたし、彼是神妙之者候段達 上聞、
新御步行被 召成候

一 文政三辰十一月十五日、相談人大塚文七郎ノ

御歩行

中嶋忠左衛門

勤年数五十二ヶ年

其方一類御歩行古川權兵衛義、最初屯詰偕又火用心番相勤、其後江戸御留守居付彼是数十年堅勝精出、其内ニモ与代をも数年相勤罷在候処、病氣差出快氣不定之体罷成候由、多年別而骨折候段達 上聞、銀三枚被為拝領候

足輕

久米孫兵衛

勤年数十四ヶ年

其方一類足輕久米兵太夫義御側下目付相勤、御山伐仕与其外心懸厚相勤罷在候処、病氣差出快氣不定之体罷成候由、前辺別役をも相勤多年別而骨折候段達 上聞、青銅三貫文被為拝領候

足輕

池田利兵衛

四十七ヶ年

其方一類足輕池田勤兵衛義与代数十年相勤、御武具磨掃除等念精を入相整、且又田地作方相営、上納筋等無滞嚴密ニ相整、村方貧窮者共江ニ救合をも仕、志厚相勤罷在候処、病氣差出快氣不定之体罷成候由、数十年別而骨折候段達 上聞、青銅三貫文被為拝領候

一 同十七日、同人ノ

足輕

吉富清右衛門

其方儀、漁場一件見分等ニ付而八数十日打部、御手配筋等立走

相勤、表向出役漁場心遣をも相勤、彼是別而骨折候段達 上聞、每歳八木五俵被為拝領候

右同

小宮藤七

其方儀、漁場一件見分等付而モ、請持之筋別而出精骨折候段達 上聞、每歳青銅三貫文被為拝領候

右同

副嶋伊右衛門

古賀七兵衛

其方共儀、見分使諸富滞留中詰番相勤、引払之節ニ日田江も罷越、数十日昼夜別而骨折候段達 上聞、青銅三貫文充被為拝領候

右同

西久保郷八

原口二兵衛

其方共儀、漁場一件付而八、受持之筋別而骨折候段達 上聞、御酒頂戴被 仰付候

堤津

市兵衛

一 同日、請役附嘉村源左衛門ノ

其方儀、漁場一件ニ付寺井守庄屋ニノ江戸罷越、每度御奉行所へも罷出、御請答等都合能相整、見分之節ニ為惣代被差出、御問合事等程能相答、其後日田江も被差越程能相整、彼是始終別而骨折候段達 上聞、每歳八木三俵被為拝領候

佐賀藩 褒賞録 第一集
十代直正・十一代直大の時代

令和二年（二〇二〇）十二月

編集・発行 公益財団法人鍋島報效会

佐賀県佐賀市松原二丁目五―二二一

TEL・FAX 〇九五二―二三―四二〇〇

URL <http://www.nabeshima.or.jp>

印刷 (株)佐賀印刷社